

延 健 第 号
令和 6 年 10 月 24 日

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
訪問型サービス事業所
通所型サービス事業所 各位

延岡市健康長寿課長

**令和 6 年 10 月 22 日の大雨に伴う被災等に関する
介護報酬の請求方法について（お知らせ）**

仲秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の福祉行政に御理解と御協力を賜りまして心より御礼申し上げます。

延岡市における、総合事業の訪問型独自サービスおよび通所型独自サービス、また各種加算について、令和 6 年度 10 月 22 日に発生した大雨に伴う被災等に関する請求については、下記のとおりご対応をお願いいたします。

記

1. 大雨に伴う浸水等によって施設の休業や交通事情による送迎の問題が発生してサービスを提供できなかった場合は、10 月分については通常通りの月額包括報酬とします。なお、11 月以降も休業する場合は回数単価の対象とします。
2. 11 月に休業が発生した場合でも、11 月中に振替を行う場合は通常月額包括報酬を請求できます。なお、振替日を設定したが利用者都合により辞退した場合でも同様です。
3. 被災の影響により一時的に人員基準や加算の算定要件を満たさなくなった場合は、10 月の加算においては請求ができます。なお、利用者の処遇については十分な配慮をお願いいたします。
4. 事業所の建物が被災して設備基準や運営基準を満たさなくなった場合でも、当面の間は請求および減算を行わないことが可能です。なお、11 月以降もこの項目に該当する場合は、必ず健康長寿課地域包括ケア推進係と協議を行ってください。
5. 利用者の自宅が被災するなどして、避難先の家庭等において居宅サービスを実施した場合でも介護報酬の請求は可能です。

【文書取扱】

健康長寿課 地域包括ケア推進係 小原
T E L : 22-7072 F A X : 26-8227